

町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例
の一部を改正する条例

町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例（平成15年3月町田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「法」を「住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）」に改める。

第7条第2項第2号中「第12条の2第2項」を「第12条の4第2項」に改め、同項第3号中「第12条の2第3項」を「第12条の4第3項」に改め、同項第6号中「第30条の5第1項」を「第30条の6第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

町田市住民基本台帳ネットワークシステムに係る個人情報の保護に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、<u>住民基本台帳法</u>（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）で定める用語の例による。</p> <p>(運用状況の報告)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の運用状況は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第12条の4第2項</u>の規定による住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）で定める事項の住所地市町村長への通知</p> <p>(3) <u>法第12条の4第3項</u>の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>法第30条の6第1項</u>及び政令第13条第3項の規定による東京都知事への通知</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、<u>法</u>で定める用語の例による。</p> <p>(運用状況の報告)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 前項の運用状況は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>法第12条の2第2項</u>の規定による住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「政令」という。）で定める事項の住所地市町村長への通知</p> <p>(3) <u>法第12条の2第3項</u>の規定による政令で定める事項の交付地市町村長への通知</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(6) <u>法第30条の5第1項</u>及び政令第13条第3項の規定による東京都知事への通知</p>